

第 49 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2016 年 10 月 9 日 発 行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	非常勤の声	委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

1. 組合学習会の案内 p. 1	2. 神戸大学と首都圏・関西圏組合と共同団交 p. 2
3. 近畿大学と定期交渉 p. 2~3	4. 日本語科目の大幅削減で京都大学と団体交渉 p. 3
5. 同志社大学「夜間手当」裁判始まる p. 3-4	

10 月 30 日 組合学習会開催

大学非常勤教職員の労働条件を問う!!

2018 年 4 月以降、労働契約法 18 条による無期契約の転換権が発生します。各大学でこの間さまざまな対応が検討されてきましたが、首都圏組合や当組合の運動によって 5 年雇止めにする大学はほとんどなくなりました。大手大学で例外は、神戸大学と立命館大学(授業担当講師制度)くらいとなりました。他方、同じ大学でも非常勤職員についてはほとんどの大学で 5 年雇止めにしようとしています。東北大学では 3000 名を超える非常勤職員が雇止めになろうとしています。今回の学習会では非常勤講師だけでなく、非常勤職員の問題についても報告してもらって学習したいと思います。

(文責。江尻)



日時: 10 月 30 日(日)

午後 2 時~4 時

場所: エルおおさか 南館 72

ゲスト・スピーカー

首都圏組合からの報告

松村 比奈子さん

(首都圏組合委員長)

志田 昇さん

(首都圏組合書記長)

当組合からの報告

新屋敷 健

(関西圏組合委員長)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201(江尻) 月の午後、水の午後 メール: sodan@hijokin.org(随時)

神戸大学非常勤講師・職員の5年雇い止め問題で 首都圏大学非常勤講師組合と共同団交

2013年4月1日付就業規則で非常勤講師への契約更新5年上限を決めたのは、大阪大学・神戸大学・早稲田大学でした。その後、首都圏大学非常勤講師組合と早稲田ユニオン分会との交渉の結果早大は5年雇い止めを撤回し、また阪大は2014年4月1日付就業規則で労働契約法の特例を適用し、5年上限規定を10年上限規定に変更しました。ところが神大は5年雇い止めを変えず2018年3月末に大量雇い止めの恐れがあります。そこで首都圏組合と共同で、神戸大学と非常勤講師・職員の契約更新5年上限規定の撤廃を求めて8月5日に交渉しました。団交で大学は5年上限規定の理由は「教育の質の保証の5年での確認」だとしましたが、これは非常勤職員の契約更新5年雇い止めの説明にならず、正当な理由がないという矛盾を露呈しました。また交渉の席上で組合側から出た様々な質問に対し大学は、満足な回答が殆どできませんでした。そこで両組合は、2016年9月16日付回答要求書で以下の質問を神大に尋ねましたが、9月30日時点で大学からは何の回答もないままです。

1. 2018年3月末で契約更新5年上限規定によって雇い止めになる恐れのある非常勤職員の概数。
2. 2004年法人化以前から勤務する非常勤講師・職員及び2004年時点で勤務する非常勤講師・職員も契約更新5年上限規定の適用を受けるかどうか。
3. 非常勤講師・職員への国立大学法人神戸大学非常勤職員就業規則の契約更新5年上限への変更の周知の方法。
4. 非常勤職員の契約更新6年上限規定を5年上限規定に変更した理由。
5. 「教育の質の保証の5年での確認」という非常勤講師・職員の契約更新5年上限規定の理由を、何時から非常勤講師・職員に周知してきたのか。

非常勤講師・職員の契約更新5年上限規定の撤廃と該当者の無期雇用契約への転換申込み権を求め交渉を続けますので、両組合へのご支援を！
(文責:新屋敷)

近畿大学と定期交渉!!

9月15日、近大との定期団交が実施されました。例年のように①講師給アップ、②提出物の締め切り日時、③教室の冷暖房設備の改善等を要求しました。④加えて前号に掲載された専任教員によるハラスメントへの処分の結果を尋ねました。①講師給に関しては、

他大学の状況を見て議論していくということでした。大学側は毎年議論して、検討しているという回答に終始していますが、現在「同一労働同一賃金」が提唱され、正規と非正規労働者間の賃金格差を埋める方策を模索しつつある中、少しでも給与に反映させていくの

が大学の責務ではないでしょうか。②提出物の締め切り日に関しては、統一できることはしていくとのこと。「第二外国語履修状況報告書」提出の件ですが、第二語学は前期の合格、不合格者数を報告する必要があります。その締め切りが今年、月曜日出講者には著しく不便でしたが、これを是正するよう要求しました。③古いタイプの教室の冷暖房はタイマー仕様で、集中管理により温度調節ができません。新しい建物を次々建てるよりも、既存

の教室の不具合を直してほしいものです。④また、ハラスメント問題での処分ですが、まず被害を受けた学生らの教育環境を整えることを優先するとし、他の教員が授業を担当するようにした、更に調査は引き続いて行う予定だということです。いずれにせよ、時間がかかり過ぎている様子ですが、組合側としては厳正な処分を求めています。

(文責・須摩)

日本語科目の大幅削減で京都大学と団体交渉!!

9月20日、2017年度に予定されている日本語・日本文化教育センター改変について団体交渉を行いました。これは、それまで国際交流推進機構国際交流センターで留学生への授業を行っていたのが、全学共通科目(いわゆる一般教養科目)の中に入れられることによる授業数の削減に端を発したものです。2016年度まで83コマあったものが来年度には53コマになるという大幅な削減です。しかし、それでは留学生への十分な教育が行われない可能性があるだけでなく、担当の非常勤講師も最大で2.5コマまで減らされることとなります。70万円前後の大幅な減収になる講師も出てきます。

国際高等教育院の村中院長によると、今回の授業数削減は教育の効率と効果を天秤にかけた結果だとのことですが、毎年留学生が増えている現状を踏まえると、経済的な効率

に過大な比重が置かれていると言わざるを得ません。また、京都大学には他の大学からも多くの留学生が日本語を学びに来ているという点からも、一般教養科目の中に入れて単位化するというやり方は受け容れられるものではありません。これについて村中院長は、学生の不利益が生じないようにしっかり説明とフォローを行っていくと回答しました。

さらに、授業数が削減することによる非常勤講師の収入減については、大幅な減ゴマは非常勤講師の生活に関わることなので、最大一律2.5コマではなく、今年度の担当授業数から大幅な減少にならないよう柔軟に対応する旨の回答がありました。

今回の交渉では、総コマ数の現状維持は叶いませんでしたが、今後もコマ数を現状に戻すよう、組合として交渉を続けていく予定です。

(文責・浦木)

同志社大学の「夜間手当」裁判始まる!!

前号で掲載したように同志社大学の「夜間手当」をめぐる裁判が8月19日京都地裁で開始されました。第1回期日には大学側弁護

士も出席しました。

裁判所に提出した大学側の答弁書では、従来通り専任教員は昼間勤務が通常で、

「夜間手当」は「特別加給」に当たる、非常勤講師は最初から夜間を希望して担当しているので支給できないと主張しています。ところが、大学側は、この答弁書の中で「夜間手当」を支給しているのは、専任教員だけでなく、

いると述べています。原告側としては、勤務時間が指定されていない客員教授に「夜間手当」を支給する根拠がどこにあるのか大学側に求釈明申し立てをおこないました。今回の裁判は、10月18日(火)午前11時半から京都地裁おこなわれます。(文責・江尻)

愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031 江尻自宅)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所(—)		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)		

組合費: 10000 円/年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円/年)

賛助会費: 1口 1000 円/年 (3口以上の協力をお願いします)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201(江尻) 月の午後、水の午後 メール: sodan@hijokin.org(随時)

